

# 令和5年度 有料老人ホーム集団指導

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---



# 目次

---

- 1.有料老人ホーム立入検査の実施状況について
- 2.身体的拘束適正化の取組について
- 3.変更届について
- 4.終わりに



---

# 1 有料老人ホーム 立入検査の実施状況について



# □立入検査実施状況

	有料老人ホーム	有料該当サ高住
令和3年度実施件数	8	3
令和4年度実施件数	6	6
令和5年度実施件数	13	7
鳥取市内施設数 (令和6年1月1日時点)	30	15

参考：鳥取市有料老人ホーム立入検査及び集団指導実施要綱 別表

施設類型	立入検査	集団指導
介護付き有料老人ホーム 住宅型有料老人ホーム 健康型有料老人ホーム 有料老人ホームに該当する サービス付き高齢者向け住宅	概ね3年に1回	原則1年に1回



# □ 主な指摘事項

## (1) 職員の配置、研修及び衛生管理

- ・ 日中及び夜間の緊急時等に対応できる職員を配置すること。

住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームにあっては、入居者の数及び提供するサービス内容に応じて、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。

(ア) 管理者 (イ) 事務員 (ウ) 生活相談員 (エ) 介護職員 (オ) 看護職員

(カ) 機能訓練指導員 (キ) 栄養士 (ク) 調理員 (ケ) 宿直員

**【鳥取市有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指針」という)8(1)イ】**



- ・ 有料老人ホームの職員が併設介護事業所と兼務する場合は、各職員について、それぞれが従事する勤務状況が明確となるよう、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

有料老人ホームの職員が、介護サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

**【指針10(3)】**

※必ずしも有料老人ホームと併設介護事業所の勤務表を別に作成する必要はありませんが、同一の勤務表で有料老人ホーム及び併設介護施設を管理する場合どの時間帯にどの施設で勤務しているのかを明確にしてください。



## (2) 有料老人ホーム事業の運営

- 定期的に避難訓練を実施すること。

(5)から(7)に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5)から(7)に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。【指針9(8)】

### 【参考】

- (5) 業務継続計画の策定等
- (6) 非常災害対策
- (7) 衛生管理等



- 運営懇談会が実施されていないため、運営懇談会の構成人員を定め、開催すること。

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。【指針9(11)】





---

## 2 身体的拘束適正化の取組について



# 身体的拘束と虐待の関係

## 「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は、高齢者虐待に該当する行為

入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。【指針10(5)】

※「**緊急やむを得ない場合**」  
とは

- ①**切迫性**・・・利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②**非代替性**・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③**一時性**・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

左記の3つの要件すべて満たすことが必要



**適正な手続き**が極めて慎重に実施されていること。

- 担当職員個人又はチームではなく、施設全体での判断（「サービス担当者会議」「身体拘束廃止委員会」）
- 本人や家族への説明（目的、方法、時間帯、期間などできるだけ詳しい説明が必要）
- 「家族の同意」があれば、例外3要件が必要ないということはないので注意が必要
- 観察と再検討による定期的再評価（尊厳への配慮）必要なくなれば、速やかに解除
- 記録の義務付け（2年間保存）



緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。【指針10(6)】

身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (ウ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

【指針10(7)】



## 身体的拘束における立入検査での指摘内容

- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- ・介護職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- ・身体的拘束を実施する際、様態、時間、利用者の状況等を記録すること。
- ・身体的拘束をやむを得ず行う場合は、身体拘束の必要性を検討し、拘束の期間を具体的に定めた上で文書による同意を得ること。また、検討の結果、同意を得た期間を超えて身体拘束行う場合は再度同意を得ること。
- ・身体的拘束をやむを得ず実施する場合に本人や家族から得る同意文書については、その期間についても記載すること。



# 「3 要件」は極めて慎重に判断することが求められている

•身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の**生命または身体が危険にさらされる可能性が高い**ことを確認する必要がある

<b>切迫性</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>•身体拘束を行うことにより、本人の <b>日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い</b>ことを確認する必要がある</li><li>•本当に本人は安全か？(例:火事や地震の時に助けられるか)</li><li>•拘束を行わなかった場合の本人の危険性は？</li></ul>
<b>非代替性</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>•いかなる時でも、まずは<b>身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認</b>する必要がある</li><li>•拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない</li></ul>
<b>一時性</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>•本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある</li><li>•一日のうちでの一時性( <b>24 時間常時必要とされるものではない</b>)</li></ul>

## **必ず「解消」することを確認し続ける**

常に観察し、モニタリング時期を決め再検討し、要件に該当しなくなった場合には、直ちに解除すること



---

## 3 変更届について



変更届出事項	事前協議	添付書類	届出時期
施設の所在地・連絡先等	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> <li>・登記簿等</li> <li>・建築確認済証</li> </ul>	変更の日 から <b>一か            月以内</b>
設置者の氏名、住所又は名称及び所在地	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> <li>・登記簿等</li> </ul>	
施設管理者の氏名、住所	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> </ul>	
管理・運営規程、定款	入居者への影響 が生じる場合 <b>必            要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更した書類</li> </ul>	
契約書			
重要事項説明書	不要		
長期の収支計画	不要		
利用料・一時金等の入居者の費用負担額	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> <li>・契約書</li> </ul>	
建物の規模及び構造並びに設備の概要	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設平面図</li> <li>・変更内容のわかる書類</li> <li>・建築確認済証</li> </ul>	
入居定員及び居室数	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設平面図(変更前後)</li> <li>・管理・運営規程</li> <li>・重要事項説明書</li> </ul>	



---

## 4 終わりに

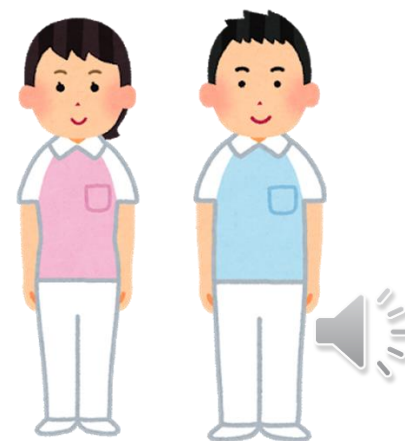


指導監査室のホームページに鳥取市有料老人ホーム設置運営指導指針及び自己点検シートを公開しております。

日頃から、運営の状況を確認するようにしてください。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1525754251724/index.html>



集団指導の受講確認はとっとり電子申請サービスにより行います。

動画を視聴し、必ずアンケートに回答してください。アンケートの回答をもって受講完了とさせていただきます。

「とっとり電子申請サービス」

(様式名 令和5年度有料老人ホーム集団指導)

[https://apply.e-tumo.jp/city-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=10017](https://apply.e-tumo.jp/city-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10017)

回答期限 令和6年3月31日

